

随 意 契 約 理 由

令和 7 年（2025 年）2 月 3 日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	豊中市中学生舞台芸術体験事業「ホールでオーケストラ ♪」 演奏等委託
契約内容	フルオーケストラによるコンサート、楽器紹介、司会進行等（演奏者編成、楽曲選定含む）、配布用プログラムの作成、著作権使用料支払い手続き
契約締結日 及び契約期間	令和 7 年（2025 年）2 月 3 日 令和 7 年（2025 年）2 月 3 日から令和 7 年（2025 年） 2 月 6 日まで
契約の相手方 （所在地・地名）	（公財）日本センチュリー交響楽団 （豊中市岡町 1-1 きたしん豊中ビル 6F）
契約金額	9,894,629 円（税込）
随意契約理由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当） 豊中市では、「音楽あふれるまち」の推進に取り組んでおり、第 4 次豊中市総合計画後期基本計画においても、市民が身近に音楽に親しむことができるよう、本市の貴重な音楽資源である日本センチュリー交響楽団などの市内の多様な主体との取組みを展開し、音楽に親しむことのできる場と機会の充実を図ることを掲げている。 その取組みのひとつである中学生舞台芸術体験事業「ホールでオーケストラ ♪」は、豊中市文化芸術推進基本計画に基づき、次世代を担う子どもたちの豊かな感性、創造性を育むことを目的として、市内の中学生を対象に、プロオーケストラによる生演奏を体験するものである。 以上のことを踏まえ、当該事業の実施に当たっては、市内登録事業者の中でプロオーケストラによる演奏を行うことができる唯一の事業者が日本センチュリー交響楽団であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。